

北塩原村ふるさとづくり寄附金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北塩原村の自然景観、環境資源を次世代に引継ぐとともに、村民が安心、安全、健康にいつまでも暮らすことのできる社会を実現するため寄附金を受け入れ、ふるさとに対する思いや、協働した村づくり意識を醸成することを目的とする。

(寄附の使途目的)

第2条 前条の趣旨に基づいた寄附金について、村長は次に掲げる事業のうち何れかに充てることができる。

- ① 自然環境、自然景観を守り後世に引継ぐ事業
- ② 人材育成、子育て支援、青少年健全育成事業
- ③ 村民との協働による村づくり、コミュニティー活動事業
- ④ おまかせ事業（村に一任する。）

(寄附金の受入)

第3条 寄附金は、寄附申出書（様式第1号）により受け付けするものとする。

2 寄附金の受入方法は、納入通知書による収納、口座振替による受入又は現金による受け入れによることを原則とする。

3 村長は、申し出又は受け入れた寄附金が公序良俗に反するものと思料される場合は、申し出を拒否し、又は収納若しくは受け入れた寄附金を返還することができる。

4 村長は、前項に規定する事項が発生した場合は、当該決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄附金台帳の作成)

第4条 寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳（様式第2号）を作成しなければならない。

(寄附金の運用状況)

第5条 村長は、寄附金の運用状況について公表することができる。

(庶務)

第6条 寄附金に係る事務処理は、次のとおりとする。

- ① 寄附金の受入処理、領収証発行処理、寄附金台帳整備 総務企画課
- ② 寄附金税額控除及び申告に関する事務 税務課

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。